

# 介護保険料が変わります

第7期奥尻町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018～2020年度）が策定され、介護保険料については3月の議会定例会において承認されました。

昨年度まで、第6期計画に於いて試算した月額3,700円で運営しておりましたが、第7期計画では、今年度の制度改正による介護報酬引き上げや2019年に予定されている消費増税等の影響踏まえ介護保険料を試算し、65歳以上の方の保険料基準額は、月額4,000円（年額48,000円）となり、今後3年間適用されることとなります。

高齢者の皆さまには、ご負担をおかけすることとなりますが、安定した介護保険サービスを確保するための介護保険料改定に、ご理解をお願いします。

（各所得段階別の保険料は表のとおりです。）

保険料段階	対象者の要件	保険料の設定	介護保険料（円）	
			年 額	月 額
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	基準額×0.45	21,600	1,800
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超え120万円以下	基準額×0.75	36,000	3,000
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が120万円を超える	基準額×0.75	36,000	3,000
第4段階	○本人が町民税非課税（世帯員課税）かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	基準額×0.90	43,200	3,600
第5段階	○本人が町民税非課税（世帯員課税）かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超える	基準額	48,000	4,000
第6段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円未満	基準額×1.20	57,600	4,800
第7段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円以上200万円未満	基準額×1.30	62,400	5,200
第8段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が200万円以上300万円未満	基準額×1.50	72,000	6,000
第9段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が300万円以上	基準額×1.70	81,600	6,800

## 日本赤十字社の活動資金のご協力をお願いいたします

日本赤十字社の活動は紛争や災害時における医療活動、物資活動など人道的活動や義援金の受付配分、救急法講習やボランティア活動、血液事業など様々な活動を行っています。

このような活動は皆さんからの善意により支えられています。本町の社資募集活動は奥尻町赤十字奉仕団により行われており昨年度は総額732,650円となり、全額北海道支部に送金しました。

日本赤十字社の活動にご理解の上、ご協力をお願いいたします。

### 平成29年度 奥尻町赤十字奉仕団による募金収集活動実績

区分	件数	金額
個人社資	寄付金	8件 80,650円
	500円	451件 225,500円
	1,000円	414件 414,000円
	2,000円	0件 0円
	小計	873件 720,150円
法人社資	12件	12,500円
総計	885件	732,650円

## 赤十字奉仕団に入団しませんか？

奥尻町赤十字奉仕団では、新規団員を募集しています。一緒に赤十字活動を行ってみませんか？

募集は随時行っておりますので、奥尻町分区（奥尻町役場保健福祉課福祉介護係）までお申し込みください。

奥尻町赤十字奉仕団  
委員長 神崎 由美子

